

令和3年度 村上地区区長会要望事項（回答）

1. 側溝清掃等の環境改善補助金制度の創設及び幹線道路側溝の清掃実施について

本件については、平成30年度から継続して関連の要望を行っているところです。この間市では、他市で実施されている補助制度の研究などを進めながら制度創設の可否を検討しているとのことでした。

しかし、各町内における高齢化の進行等が原因で以前にも増して共同作業の実施が困難になっており、町内の予算を投じ、業者委託により清掃を実施している町内も散見されます。補助制度の検討状況について具体的な回答をお願いするとともに、一刻も早い制度創設について改めて要望いたします。

また、町内で実施する側溝清掃作業の効率化のため、幹線道路に付帯する側溝の清掃を道路管理者により実施していただきたく、併せて要望いたします。町内支線の側溝を清掃しても、幹線道路側溝に汚泥などの堆積が多くなっていると流れが悪くなり、清掃の効果が薄れることとなります。町内の作業効率化、環境改善につながるよう、実施に向けた検討をお願いいたします。

【回答】

側溝清掃に対する補助金の創設については、これまで他市が行っている補助制度の内容、また市内の高齢化や側溝清掃の状況などを調査しながら検討をしておりますが、人口減少や高齢化が進行している現状からも、さらに制度の検討が必要であると捉えております。引き続き、側溝の敷設状況や管理の現状把握に努め、制度内容の検討を行ってまいります。

市では、地域の負担軽減のため、側溝清掃における蓋上げ機の貸し出しや清掃で排出された堆積物等の運搬処理への支援を行っておりますが、これまでに醸成されてきている市民協働の意識が高まる中、今後も継続してまいりたいと考えております。地域の皆様にはご協力いただいていることに感謝申し上げます。

なお、町内で清掃できない住宅地から離れている幹線道路の側溝において、土砂などの堆積により流れが悪くなる等の箇所がございましたら、市で現地を確認のうえ状況に応じて対応をいたしますのでお知らせください。該当の箇所が県道である場合には、県に対応していただけるように要望いたします。

（問合せ先：環境課、建設課）

2. 空き家・空き地の適正管理について

市内には長期間、所有者不在の空き家、空き地があり、管理が行き届かず雑草が生い茂って荒れ放題となっている場所が見られます。近隣住民にとっても、ゴミの不法投棄や害虫の発生源になるなど、様々な悪影響が心配されます。空き家や空き地について所有者との連絡体制を構築し、適正な管理を行っていただけるよう行政の体制強化を要望いたします。

本件については、昨年度及び一昨年度も同様の要望を行い、市の対応等についてご回答をいただいておりますが、年々同様の課題を抱える町内からの声が大きくなっています。近年は異常気象の影響からか、突然の大雪なども発生しています。県内他市では、家屋の倒壊や屋根の雪下ろしの際に空き家所有者との連絡が取れず、実施が滞るケースが見受けられました。

景観の悪化、周辺住民への悪影響が顕在化する前に、早期に効果的な対策を講じていただきますようお願いいたします。

【回答】

空き家については「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「村上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、所有者等に空き家や空き地の適正な維持管理に努めていただくよう助言・指導を行っております。平成29年度には宅建協会と協力し、市内の空き家実態調査を行い、把握できた970件の空き家については、更に所有者等の確認と管理の実態及び意向を把握する調査を実施し、得られた結果は市の空き家等対策計画に反映させ、空き家利活用の促進や空き家発生抑制のための啓発等にも取り組んでおります。

管理不全となっている空き家・空き地については、市に情報が寄せられる都度、台帳として記録しており、情報等に基づき現地の状況を確認したうえで、写真を添付した文書により所有者等に対応をお願いしているところですが、今後も早期対応を求める働きかけをしてまいります。

これまで、市では全国市長会を通じて空き家の適正管理を促す制度や除却のための財政支援の拡充を国に要望してきており、国においても危険な空き家の除却に対する補助制度を令和元年度から拡充しています。市でも補助制度活用の前提条件となる特別措置法に基づく法定協議会を令和4年度に設置し、危険な空き家の除却に取り組んでまいります。

また、宅建協会と連携して、市内の空き家の実態調査を行い、これまで市が取り組んできた空き家対策の検証を行うとともに、国の対策制度の変更、社会情勢の変化等に基づき、令和5年度を目途に市の空き家等対策計画の見直しを行ってまいります。

(問合せ先：市民課)